保護者の皆様へ

三鷹市教育委員会

令和７年度　就学援助制度のご案内

ご入学、ご進級おめでとうございます。三鷹市では市内に在住し、市立及び国公立の小学校（特別支援学校を除き、義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（特別支援学校を除き、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、ご家庭の事情に応じて、学用品費などについて援助をする制度があります。ご希望のかたは、下記の要領で申請してください。

記

１　受給の対象となるかた

三鷹市に住民登録されており、下記のいずれかに該当するかた

(1) 現在、生活保護を受けているかた

（福祉事務所より支給される費目を除き援助を受けられますので、申請書は必ず提出してください。）

(2) 令和６年度又は令和７年度に次のいずれかに該当するかた（一時扶助費を受けている生活保護世帯は除く）

- ■　生活保護の停止又は廃止の決定を受けている。
- ■　市区町村民税の非課税又は減免の決定を受けている。
- ■　国民年金保険料の免除の決定を受けている。
- ■　国民健康保険税（料）の減免又は徴収猶予の決定を受けている。
- ■　児童扶養手当を受給している。（**児童手当ではありません。**）
- ■　生活福祉資金の貸付けを受けている。
- ■　日雇労働被保険者手帳を所持している。

(3) 経済的にお困りの世帯で、令和６年中（令和６年１月１日から令和６年 12 月 31 日まで）の**世帯全員**の所得金額が基準額以下のかた

（基準額は、家族構成、年齢、家賃等によって異なります。次の表はあくまで目安としてください。）

所得基準例（家賃控除月額 42,000 円で計算した場合）

世帯人数	家　族　構　成	令和６年分所得金額
３人	母（３５歳）　子（９歳・５歳）	おおよそ　2,840,000 円以下
４人	父（４０歳）　母（３５歳）　子（９歳・５歳）	おおよそ　3,233,000 円以下
５人	父（４０歳）　母（３５歳）　子（９歳・５歳）　祖母（70 歳）	おおよそ　3,496,000 円以下

所得金額とは、給与所得者の場合は、給与支払金額ではなく給与所得控除後の金額です。
その他の所得の場合は、事業収入額から必要経費を差し引いた後の金額です。

（問い合わせ先）
三鷹市教育委員会事務局学務課学務係　直通　0422-29-9814

２　提出書類及び添付書類（貼付書類）について

(1) 就学援助費認定申請書　（３ページ　記入例　参照）

① **申請理由により必要な添付書類（貼付もしくは添付）必要な方のみ**

申請書表面の「援助を希望する理由」の「必要添付書類」で確認のうえ、申請書裏面　④添付書類の貼付欄　に貼付してください。（令和７年１月１日現在、三鷹市に在住していない場合、添付資料が必要となることがあります。家賃の証明書については下記を確認ください。）

② **申請者（保護者）の本人確認書類（貼付書類）**

申請者（保護者）の本人確認書類については、以下に示す書類のいずれか１つ又は２つをコピーし、氏名と住所、又は氏名と生年月日がわかるように、裏面　貼付欄①・②へ貼付してください。

＜　Ａ　**１つのみ**必要な書類　＞　貼付欄①　に貼付

〇マイナンバーカード　〇運転免許証　〇パスポート（顔写真の映ったページ）
〇身体障害者手帳　　〇精神障害者保健福祉手帳
〇療育手帳　〇在留カード　〇特別永住者証明書　〇住民基本台帳カード（顔写真あり）
〇官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、氏名及び生年月日又は住所が記載され、かつ顔写真が表示されたもので市長が適当と認めるもの。

＜　Ｂ　**２つ**必要な書類　＞　貼付欄①・②に貼付

〇健康保険の被保険者証（被保険者等記号番号と保険者番号をマスキング（黒塗り）してください。）　〇介護保険の被保険者証　〇共済組合証　〇児童扶養手当証書
〇印鑑登録証明書　〇住民基本台帳カード（顔写真なし）〇学生証、社員証
〇国民年金手帳、年金証書
〇官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもので市長が適当と認めるもの。

③ **申請者（保護者）のマイナンバー番号確認書類（貼付書類）**

通知カード（原則、記載事項に変更がないもの）、マイナンバーカードの裏面、個人番号の明記してある住民票　のいずれかをコピーし、裏面　添付欄③に貼付してください。

＜家賃の証明書について＞（持ち家のかたは不要）

『世帯の年間所得金額が基準以下で援助を希望している世帯』を理由に申請されるかたで、賃貸住宅に係る家賃を支払っているかたは、**家賃の証明書を必ず添付**してください。

※　家賃の証明書として、**最新の賃貸借契約書の写し**を、都営住宅の場合は、【令和７年度収入認定通知書兼使用料通知書】の写しを添付してください。**それ以外の証明書**、名義違いの証明書、証明書代わりの領収書は、**家賃の証明書としては原則認めません。**また、**家賃証明書の添付がない場合、**年間所得額から**家賃分の控除ができません。**

※　家賃の証明書を提出して認められれば、3～5 人の世帯では最高で年間 837,600 円、6 人世帯では 900,000 円、7 人以上では 1,005,600 円を年間所得額から控除して、就学援助認定の所得審査をします。

就学援助費の認定審査は年度ごとに行います。**今年度の申請を希望されるかたは、**前年度に就学援助費を受給（新入学準備金を含む）されているかたも **必ず上記添付書類を添えて、改めて申請して下さい。**（例年、添付書類の不備が多く見受けられます。ご協力をお願いいたします。）

＜記入例＞

（注意事項）
※ ［　　］の部分を記入してください。
※ 申請書に記入する世帯は、「同一生計の世帯」を記入してください。
※ 消せるボールペンでは、絶対に記入しないでください。

様式第１号

就学援助費認定申請書

表面

（あて先）三鷹市教育委員会教育長

下記事項に同意し、令和７年度就学援助を申請します。

同　意　事　項

1　三鷹市教育委員会が就学援助費の認定審査事務のため、私の世帯に係る住民票関係情報、生活保護実施関係情報、市民税関係情報、国民健康保険税関係情報、児童扶養手当の支給に関する情報について、三鷹市教育委員会が公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）で確認すること及びその内容を電子計算組織に記録すること。また、個人番号（マイナンバー）の記載がない場合は、職権により番号を調べ、記載すること。
2　申請が認定された場合、支給される就学援助費については下記口座へ振り込むこと。
ただし、学校給食費については、市長が保護者の代理人として一括受理し、管理すること。
3　就学援助費の振込（学校給食費の還付を含む）のため、三鷹市教育委員会と関係する小学校（特別支援学校を除き、義務教育学校の前期課程を含む）・中学校（特別支援学校を除き、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）との間で、振込口座・振込金額等に関する情報の確認連絡等が行われること。
4　申請が認定された後、私に係る就学援助費で学校に納入すべき援助費目に未納がある場合は、学校長を代理人と定め、当該就学援助費に係る手続きを次のとおり委任することとし、その場合は学校長が指定する口座に振り込むこと。

※銀行・支店名や各コード番号、口座番号（必ず7ケタ）を確認のうえ、正確に記入してください。

住　所	三鷹市野崎１－１－１	学校名 学年・組	三鷹市立　南浦小　学校 6　年　1　組		受付年月日 年　月　日
フリガナ	ミタカ　タロウ	フリガナ	ミタカ　カズオ		認定年月日
申請者名（保護者）	三鷹　太郎	児童・生徒氏名	三鷹　一男		年　月　日
電話番号	0422-00-0000（自宅）	日中の連絡先	000-0000-0000（携帯電話等）		認定区分
Eメールアドレス					認・否
振込先金融機関名	本・支店名	種目	フリガナ	ミタカ　タロウ	
三　鷹　（銀行）・農協・信用金庫	三鷹　店	普通	口座名義	三鷹　太郎	
銀行コード 0 0 0 0	支店コード 0 0 0		口座番号	1 2 3 4 5 6 7	一次審査　二次審査

世　帯　状　況

裏面

この欄には、生計を一にしている**家族全員**について記入してください（児童・生徒本人を含む）
※三鷹市に住民票のある**中学生以下のかたのマイナンバーの記入は不要です。**

フリガナ 氏名	続柄	生年月日 マイナンバー（個人番号）	4/1現在満年齢	学年・組・勤務先
ミタカ　タロウ 三鷹　太郎	世帯主	生年月日 1977 年 10 月 20 日 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	47 歳	○○○○商事(株)
ミタカ　ハナコ 三鷹　花子	妻	生年月日 昭和54 年 11 月 15 日 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	45 歳	主　婦
ミタカ　サクラ 三鷹　さくら	子	生年月日 2012 年 8 月 3 日	12 歳	第○中　一年B組
ミタカ　カズオ 三鷹　一男	子	生年月日 平成26 年 12 月 26 日	10 歳	○○小　5年1組
ミタカ　ウメ 三鷹　ウメ	母	生年月日 1953 年 12 月 26 日 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	71 歳	無　職
		生年月日　年　月　日	歳	
		生年月日　年　月　日	歳	

どちらかに○を付けてください。

前年度三鷹市で就学援助を受けた	は　い いいえ

添付書類は、三鷹市立　学校 年　組　に添付

④添付書類の貼付欄（表面で必要添付書類があ

・家族全員のマイナンバーをご記入ください。（市内在住の中学生以下の方は記入不要）
・マイナンバー確認書類の添付は、申請者の方のみ必要になります。

・兄弟等がいて、就学援助を希望する場合の添付資料はどちら1人に付けていただければ結構です。
その旨をご記入ください。

３　就学援助の内容

	小学生		中学生	
対　象　品　目	学年	支給額（年）	学年	支給額（年）
学用品費	全学年	11,630 円	全学年	22,730 円
通学用品費	２～６	2,270 円	２～３	2,270 円
新入学学用品費(※１)	１	57,060 円	１	63,000 円
校外活動費（日帰り・宿泊（年１回)）	全学年	実費	全学年	実費
修学旅行費				実費
体育実技用具費（柔道着のみ）			全学年	2,000 円上限
機器等補償費(※２)	全学年	3,960 円	全学年	3,960 円
学校給食費(※３)	全学年	実費	全学年	実費
医療費（学校保健法で認められた病気の治療費）	全学年	実費	全学年	実費

（※１）新入学学用品費については４月１日認定者のみ支給です。また、前年度に新入学準備金として受給している場合は支給対象外です。

（※２）三鷹市立小・中学校へ通学している児童・生徒が対象となります。

（※３）学校給食費の無償化に伴い、給食費の引き落としはありません。

４　申請方法及び提出期限

専用封筒に入れて、在籍校へ提出してください。

提出期限　令和７年４月 25 日（金）（厳守）

５ 全体の流れ

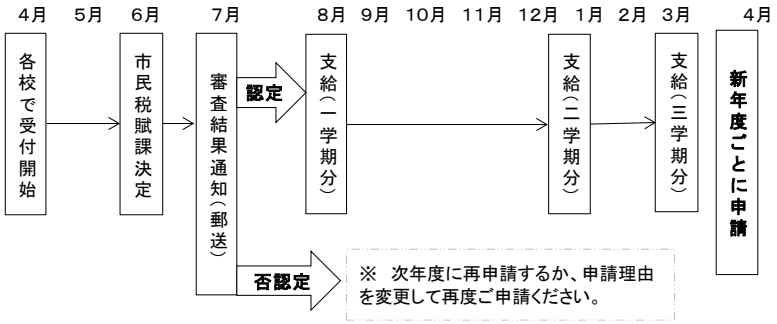

① 認定審査の結果は 7 月上旬に郵送にて通知します。認定された場合には、各学期終了後（8 月、1 月、4 月上旬予定）までにご指定された口座へ振り込みます。（給食費・医療費を除く）

② 年度途中での申請も受付しています。ただし、援助費の支給は認定月（申請月）以降となります。

③ 年度途中で三鷹市から転出した場合は、新住所地での就学援助の申請が必要となります。

≪「世帯の年間所得金額が基準以下で援助を希望している世帯」を申請理由にしているかたへ≫

認定審査の際には、令和７年度市・都民税の課税・所得状況を確認いたします。源泉徴収票が勤務先から未提出である等の理由で、令和７年度市・都民税の申告が未申告となっているかたは、認定審査ができませんので、三鷹市役所２階市民税課または各市政窓口で至急申告してください。

令和７年度市・都民税は令和６年中（令和６年１月 1 日～令和年 12 月 31 日）の所得に対して課税されます。認定審査では、世帯（同一住所）全員分の源泉徴収票や、所得税の申告書（第一表、第二表）、市・都民税の課税・所得状況等で確認をいたします。